

道医師国保組合公告

平成24年4月1日
道医国保公示第377号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 赤倉昌巳

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員

野呂紀子（北海道大学：平成24年3月31日 退任）

◎就任された議員

木下哲志（北海道大学：平成24年4月1日 就任）

（任期：上記の組合会議員は、就任された年月日から前任者の残任期間である平成25年1月31日までとする）

道医師国保組合お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎ 包括（全員）資格喪失届

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎ 一部加入届

社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、従業員（准組合員）の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか

※家族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。

※従業員＝社会保険（協会けんぽ等）に加入できない方。
（准組合員）

◎ 一部喪失届

社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、従業員（准組合員）の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか

◎ その他

① 住所・氏名変更届

組合員・従業員（准組合員）の住所・氏名が変更になったとき

② 法第116条該当・非該当届

家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます）および届け出先

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>